

令和 7 年度

町税等収納事務の手引き

大子町役場 税務課 収納対策室
電話 7 6 - 8 0 7 0

目 次

1	町税及び手数料等納期一覧表	2
2	納付書の取り扱いについて	3～7
3	口座振替の取り扱いについて	8～10
【参考】	延滞金の計算方法	11

この「町税等収納事務の手引き」は、円滑な公金収納事務が行われることを目的として、町内の金融機関様向けに、町が毎年作成しているものです。

ご不明な点がございましたら、
太子町役場税務課収納対策室(TEL76-8070)へお問い合わせください。

1 令和7年度 町税及び手数料等納期一覧表

月別	町県民税			法人町民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	町営浄化 槽使用料	厨芥類処理手数料 浄化槽清掃手数料 し尿処理手数料 町営住宅家賃	ごみ処 理手 数 料	町営墓地 管理料	納 期 限	督促状発送 予 定 日
	普通徴収	特別徴収											
3月	随 1 期	2月分	納期 3月10日	3月調定分			6年度随1期		6年度3月分	6年度 4期		3月31日(月)	4月28日(月)
4月		3月分	納期 4月10日	4月調定分	1期		過年度 1 期		4月分			4月30日(水)	5月27日(火)
5月		4月分	納期 5月12日	5月調定分		全期		1期	5月分			6月2日(月)	6月24日(火)
6月	1 期	5月分	納期 6月10日	6月調定分					6月分	1期		6月30日(月)	7月29日(火)
7月		6月分	納期 7月10日	7月調定分	2期		1期	2期	7月分			7月31日(木)	8月26日(火)
8月	2 期	7月分	納期 8月12日	8月調定分			2期		8月分		全期	9月1日(月)	9月30日(火)
9月		8月分	納期 9月10日	9月調定分			3期	3期	9月分	2期		9月30日(火)	10月28日(火)
10月	3 期	9月分	納期10月10日	10月調定分			4期		10月分			10月31日(金)	11月25日(火)
11月		10月分	納期11月10日	11月調定分			5期	4期	11月分			12月1日(月)	12月22日(月)
12月		11月分	納期12月10日	12月調定分	3期		6期		12月分	3期		1月5日(月)	1月27日(火)
1月	4 期	12月分	納期 1月13日	1月調定分			7期	5期	1月分			2月2日(月)	2月24日(火)
2月		1月分	納期 2月10日	2月調定分	4期		8期		2月分			3月2日(月)	3月31日(火)
3月	随 1 期	2月分	納期 3月10日	3月調定分			随1期	6期	3月分	4期		3月31日(火)	4月28日(火)

注1) 入湯税・町たばこ税及び町県民税特別徴収退職者分の令和7年3月分は、令和7年度分に計上をお願いします。

2 納付書の取り扱いについて

令和5年4月から地方税統一QRコード納付書(eLマークが表示されているものに限る。以下同じ)を活用した収納方法が導入されました。また、令和5年4月以降に発行している納付書及び督促状は国が示す標準様式を使用しています(4税2料のみ)。それに伴い、納付書への手書きによる補記ができなくなったため、督促手数料や延滞金の町役場への確認は不要です。なお、当町では令和5年4月1日以降に発行する督促状から督促手数料を廃止しました。

※QRコード対象税目：町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

※4税2料：町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) QRコードが付いている納付書

- ・QRコードを読み取り、納付書に記載されている金額と一致しているか確認したうえで収納してください。
- ・督促手数料や延滞金の確認は不要です。手書きによる補記はできません。
- ・納入済通知書は各金融機関で保管のうえ、各金融機関の規定に従い処分してください。

【参考】QRコードが読み込める期間 → 指定期限欄がアスタリスク表示になっている場合は納期限後30日間まで
指定期限欄に日にちが表示されている場合は、その日まで

(2) QRコードが付いていない納付書

- ・従来の方法(公金収納情報データ化サービスによる処理)で受領してください。収納代理金融機関にあつては、従来どおり、指定金融機関へ納入済通知書を回付してください。
- ・納付書に記載されている金額で受領してください。
- ・督促手数料や延滞金の確認は不要です。手書きによる補記はできません。

(3)その他

- QRコードが読み取れない納付書及びQRコードに対応していない金融機関は、前頁(2)と同じ取扱いとなります。
- 令和5年4月1日以降に発行している督促状から督促手数料は徴収しません。ただし、令和5年3月31日以前に督促状が発行されたものは従来どおり徴収します。
- 旧様式の納付書(手書きができるもの)による納付があった場合は、前頁(2)と同じ取扱いです。町役場への金額の確認及び手書きによる補記は行わず、持参した納付書に記載の金額のみを受領してください。
- 納期限を過ぎている納付書による納付があったときは、延滞金が発生する場合がある旨を納付者へ伝えてください。延滞金が生じた場合は、別途町役場から延滞金のみの納付書を発行します。
- 用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。特に、納入済通知書は、汚したり、メモ書き等をしないようにしてください。
- ミシン線で切り取る場合には、ミシン線を1・2度折り曲げ、はみ出したり、破損したりしないように注意して切り離してください。
- 3連式納付書の中央(原符)は、金融機関保管用です。
- 町県民税(特別徴収分のみ)については、手書きによる税額の訂正があった場合は訂正後の金額で受領してください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【参考様式】①納税通知書(再発行納付書)

eLマークがついているものは、地方税統一QRコード対応納付書です。

加入者名		納付書(納入消通通知書)		令和●年度 軽自動車税(種別割) 第1期	
加入者名	茨城県久慈郡大子町	口座記号	00160-3-960493	納付額	4,000 円
収納機関番号	08364	納付番号	9230124306042032	収納番号	9019
納付区分	161	納付期	令和●年 5月31日	通知書番号	8000004
年度	令和●年度	期別	第1期		

490016096049300000004000208364016199000
02923012430604203200322220100080000040000000

税額	4,000 円	延滞金	円	納付額	4,000 円	納付日付印
督促手数料	円	納付額	円			
収納機関番号	08364		納付番号	9230124306042032		収納番号
納付区分	161		納付期	令和●年 5月31日		通知書番号
年度	令和●年度		期別	第1期		



(91)959919-5152392301243060420321
230531-0-004960-2

収納代行: CNS (地域)

納税者氏名 日本 太郎 様 指定期限 令和●年 5月31日



QRコードが付いている場合は、読み込んで処理してください。

大子町 納付書(原符)

令和●年度 軽自動車税(種別割) 第1期	
加入者名	茨城県久慈郡大子町
口座記号番号	00160-3-960493
税額	4,000 円
延滞金	円
督促手数料	円
納付額	4,000 円
納税者氏名	日本 太郎 様
eL番号	08364-9230124306042032-9019-161
通知書番号	8000004
納付期	令和●年 5月31日
指定期限	令和●年 5月31日

茨城県久慈郡大子町

収納代行 CNS (地域)

納付日付印

金融機関(銀行・コンビニエンスストア)

大子町 収証書

加入者名	茨城県久慈郡大子町
口座記号番号	00160-3-960493
税額	4,000 円
延滞金	円
納付額	4,000 円
納税者氏名	日本 太郎 様
eL番号	08364-9230124306042032-9019-161
通知書番号	8000004
納付期	令和●年 5月31日
指定期限	令和●年 5月31日

収納代行: CNS (地域)

交付日 令和●年 5月24日

※この収証書は納税記録として有効です。

納付日付印

金融機関(銀行・コンビニエンスストア)

【指定期限】

- ・QRコードを読み込むことができる期限のことです。
- ・アスタリスク(*)表示の場合は納期限後30日間は読み込むことができます。

②納税通知書(軽自動車税)

[illegible][illegible]

令和〇年度 陸自自動車校(離別制) 納税通知書兼領収証書
納税義務者住所：〇〇〇

647-0023TKC TASK 町アスナ町 1 丁目 1 番 1 号

太子 太郎 様

T000012 大子町

昭和郵票 8000123	発行地 金和 年 5月25日	額面 5,000
額面郵便金 900001-2	発行番号 0322010008000123 POST OFFICE OF CHOHOKUJI (J.P.S. 1)	郵便番号 510000
品名 郵便物	郵便物 郵便物 (食料用)	郵便物 郵便物
郵便番号 水戸〇〇た〇〇〇		郵便番号 水戸〇〇た〇〇〇

令和○年度(継続検査用)
軽自動車校(種別訓)卒業証明書

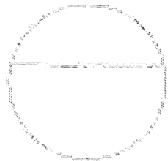
太子 大郎

單 價
輕四輪・貨物（自家用）
標準車

令和 〇 年 5 月 24 日

大子町

③督促状



999-9999

国産市町村名氏姓印

万歳

日本 太郎

様

|||||



1-0008000033

53

大子町

納付書 (納入済通知書)



口座番号	00160-3-960493	納入種別	茨城県久慈郡大子町
令和 ●年度	第1期	税額	50,000円
町民税		固定資産税	100円
国産市町村	日本 太郎	延滞金	
納付書番号	0008000033	納付期	令和 ●年 5月31日
		納入期	令和 ●年 2月28日

5

0122010008000033000050000436422

1 0 0

口座振替用



0011959919-515219212151054352121
235228-3-0000000-1

収納代行会社 地銀ネットワーク

(ご注意) 金額を訂正した場合コンビニエンスストアでは納付できません。

上記のとおり納付しましたので通知します。

e L 番号 : 09344-9020216155435012-0012-101

納付書

取りまとめ
やり直し
255000
収納代行会社



大子町

納付書 (納入済通知書)

督促状 納付書

口座番号	00160-3-960493	納入種別	茨城県久慈郡大子町
令和 ●年度	第1期	税額	50,000円
町民税		固定資産税	100円
国産市町村	日本 太郎	延滞金	
納付書番号	0008000033	納付期	令和 ●年 5月31日
		納入期	令和 ●年 2月28日

※納付書は、納付済通知書と併せて、必ずお送りします。

令和 ●年 1月 1日

茨城県久慈郡大子町長

高 梨 哲 彦

上記のとおり納付します。

※納付書は、納付済通知書と併せて、必ずお送りします。

納付書

納付書

収納代行会社
地銀ネット
ワーク

e L 番号 : 09344-9020216155435012-0012-101

※納付書は、納付済通知書と併せて、必ずお送りします。

収納代行会社
地銀ネット
ワーク

e L 番号 : 09344-9020216155435012-0012-101

※納付書は、納付済通知書と併せて、必ずお送りします。

3 口座振替の取り扱いについて

町税等の口座振替依頼書については、次の点に注意して申込みを受け付けてください。

- (1) 口座振替できる種目は、次のとおりです。ただし、町県民税の特別徴収及び法人町民税については、口座振替はできません。
①町県民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税 ⑤介護保険料 ⑥後期高齢者医療保険料
⑦保育所保育料 ⑧町営住宅家賃 ⑨町営墓地管理料 ⑩ごみ処理手数料 ⑪厨芥類処理手数料
⑫浄化槽清掃手数料 ⑬し尿処理手数料 ⑭幼稚園授業料 ⑮町営浄化槽使用料 ⑯水道料金
- (2) 口座振替依頼書は、納税義務者（納付者）ごとに受付をお願いします。
固定資産税について、共有名義（固定資産税の納税義務者で、2人以上で1つの土地又は家屋を所有すること）の納税義務者の場合は、共有分所有者名を依頼書の納税・納入義務者欄内指定欄へ記入してください（〇〇〇〇 外 〇名）。また、納税管理人等（町外所有者及び相続未登記分所有者の場合）が納税義務者の場合も、納税・納入義務者欄内指定欄へ記入してください。
- (3) 税目等の振替方法には、依頼書等に記載のとおり「期別」と「前納」がありますので、どちらか希望する振替方法を税目ごとに○で囲んでください。
- (4) 国民健康保険税については、世帯主に課税されますので、納税義務者（納付者）の欄には、世帯主の氏名を記入してください。
- (5) 振替開始時期は依頼日の翌月分からとなりますが、それ以降の開始を希望する場合は開始年月を記入してください。開始月については、納期一覧表の月別で判断願います。納期限は月末日ですが、月末日が休日の場合は休み明けの翌月の最初の営業日が納期限となりますので、あくまで月別で判断してください。

大子町町税等預金口座振替(自動払込)の申込方法

【申込方法】

- (1) 記入の際は、黒のボールペン等でご記入ください。(鉛筆・ボールコンでの印字は不可)。
- (2) 下記の記入例を参照のうえ、太線内をご記入、押印ください。
- (3) ご記入、押印いただきましたら、取扱金融機関の窓口へ提出してください。

【記入例】

[illegible]

- ・取扱金融機関は、大子町内に本・支店のある金融機関、または全国のゆうちょ銀行をご利用いただけます(詳細は納税通知書の裏面をご覧ください。)

・口座振替(自動払込)をご利用いただける税目等は、町県民税(特別徴収及び法人分を除く)、固定資産税、軽自動車税(複数台所有されている場合は全て口座振替(自動払込)となります)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、町営住宅家賃、町営浄化槽使用料、町営墓地管理料、ごみ処理手数料、厨芥類処理手数料、浄化槽清掃手数料、し尿処理手数料、幼稚園授業料、水道料金です。

「問い合わせ」 税務課 収納対策室 電話 0295-76-8070

町税等口座振替依頼日程

令和7年度

	振替依頼日	振替日	再振替依頼日	再振替日
4月分	4月22日(火)	4月30日(水)	5月12日(月)	5月19日(月)
5月分	5月26日(月)	6月2日(月)	6月10日(火)	6月17日(火)
6月分	6月23日(月)	6月30日(月)	7月8日(火)	7月15日(火)
7月分	7月24日(木)	7月31日(木)	8月8日(金)	8月18日(月)
8月分	8月25日(月)	9月1日(月)	9月9日(火)	9月17日(水)
9月分	9月22日(月)	9月30日(火)	10月8日(水)	10月16日(木)
10月分	10月24日(金)	10月31日(金)	11月11日(火)	11月18日(火)
11月分	11月21日(金)	12月1日(月)	12月9日(火)	12月16日(火)
12月分	12月22日(月)	1月5日(月)	1月14日(水)	1月21日(水)
1月分	1月26日(月)	2月2日(月)	2月10日(火)	2月18日(水)
2月分	2月20日(金)	3月2日(月)	3月10日(火)	3月17日(火)
3月分	3月24日(火)	3月31日(火)	4月8日(水)	4月15日(水)

【参考】延滞金の計算方法

延滞金は、税目、期別ごとに、次の計算式により計算します。

$\text{税額} \times \text{延滞日数} \times \text{延滞金の割合} \div 365 = \text{延滞金額}$ ※365日は、うるう年でも365日で計算します。

税額：延滞している各期別ごとの金額です。

- ・税額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。
- ・税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて計算します。

延滞日数：納期限の翌日から起算して納めた当日までの日数です。

延滞金の割合

- ・「納期限の翌日から1か月を経過する日まで」の延滞金の割合は、年7.3パーセントですが、延滞金特例基準割合（注意）が年7.3パーセント未満の場合は、延滞金特例基準割合（注意）+1パーセントとなります。（年7.3パーセントが上限）
- ・「納期限の翌日から1か月を経過した日以後」の延滞金の割合は、年14.6パーセントですが、延滞金特例基準割合（注意）が年7.3パーセント未満の場合は、延滞金特例基準割合（注意）+7.3パーセントとなります。

延滞金の割合の例（単位：パーセント）

期間（各年1月1日～12月31日）	延滞金特例基準割合	納期限の翌日から1か月を経過する日まで （延滞金特例基準割合（注意）+1パーセント）	納期限の翌日から1か月を経過した日以降 （延滞金特例基準割合（注意）+7.3パーセント）
平成26年	1.9%	2.9%	9.2%
平成27年～平成28年	1.8%	2.8%	9.1%
平成29年	1.7%	2.7%	9.0%
平成30年～令和2年	1.6%	2.6%	8.9%
令和3年	1.5%	2.5%	8.8%
令和4年～令和7年	1.4%	2.4%	8.7%

（注意）「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合（以下「平均貸付割合」という。）に、年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。そのため、延滞金特例基準割合及びそれに基づく延滞金の割合は毎年変動する可能性があります。なお、令和2年12月31日までは名称が「特例基準割合」でしたが、令和3年1月1日からは名称が「延滞金特例基準割合」に変更されました。

延滞金額の端数処理等

- ・算出された延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。
- ・算出された延滞金額が1,000円以上で、その延滞金額に100円未満の端数がある場合、その端数金額は切り捨てます。

目安とされる延滞金日数と金額（令和7年1月以降の率で計算した場合）

- （1）本税額3万円で延滞日数が5か月（160日）を超える場合
- （2）本税額6万円で延滞日数が3か月（90日）を超える場合
- （3）本税額40万円で延滞日数が1か月（30日）を超える場合

※あくまで目安の数値となります。